

出席停止の届け出について

学校保健安全法第19条の規定により、インフルエンザ等、下記の感染症については出席停止となります。病気が治癒し登校されるときには、受診された医療機関で所定の「罹患証明書」（右記上）に記入していただき、学校に提出していただくこととなっています。ただし、インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症については、「罹患報告書（保護者記入）」（右記下）を学校へ提出いただくことで、出席停止となります。本日配布しました「証明書」及び「報告書」の用紙（右記）をご家庭で保管いただき、お子さまが「学校感染症」に罹患された時に切り取ってご使用ください。また、証明書及び罹患報告書は学校にもありますので連絡いただきましたらお渡しします。油日小学校ホームページからもダウンロードできます。

【学校保健安全法の規定による出席停止期間は次の通りです。】

感 染 症 名	学 校 を 休 ま せ る 期 間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 など	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症 感染性胃腸炎、伝染性紅斑（リンゴ病）、溶連菌感染症、 マイコプラズマ感染症、手足口病、伝染性軟属腫（水いぼ） アタマジラミ、伝染性膿痂疹（とびひ）、ヘルパンギーナ など	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで

※ 症状等により長引くこともあります。医師の指示に従ってください。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の「罹患証明書」

・・・医療機関に提出し記入してもらってください。

罹 患 証 明 書

甲賀市立油日小学校 _____ 年 _____ 名前 _____

* 疾病名 _____

* 出席停止期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 () までの _____ 日間

上記の通り証明します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師氏名 _____

キ リ ト リ セ ン

「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症のみの罹患報告書」

・・・保護者の方がご記入ください。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症罹患報告書

甲賀市立油日小学校 _____ 年 _____ 名前 _____

* 疾病名 インフルエンザ _____ 型・新型コロナウイルス感染症
※どちらかに○印をおつけください。

* 発症日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

* 出席停止期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 () までの _____ 日間

* 受診日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

* 受診医療機関名 _____

上記の通り報告します。 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____